第91回 定時株主総会招集ご通知
（交付書面に記載しない事項）

事業報告
- 企業集団の現況に関する事項
 - 財産および損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所および工場
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
- 株式会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 反社会的勢力排除に関する基本方針
- 会社の支配に関する基本方針
- 特定完全子会社に関する事項

連結計算書類
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本
- 会計監査人の監査報告書　謄本
- 監査等委員会の監査報告書　謄本

（2025年６月１日から2026年５月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

TONE株式会社

事　業　報　告

（2025年６月１日から2026年５月31日まで）

企業集団の現況に関する事項

財産および損益の状況の推移

区　分	2023年５月期	2024年５月期	2025年５月期	2026年５月期 当連結会計年度
売上高	6,800百万円	7,578百万円	7,591百万円	7,859百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	866百万円	942百万円	787百万円	1,089百万円
１株当たり当期純利益	40.10円	42.68円	35.94円	50.16円
純資産	9,726百万円	10,670百万円	11,298百万円	12,656百万円
１株当たり純資産	436.97円	488.80円	515.28円	583.97円
総資産	11,345百万円	14,873百万円	14,531百万円	18,108百万円

（注）　2022年12月１日を効力発生日として、普通株式１株につき5株の割合で株式分割を行っており、また、2025年３月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2023年５月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

部　門	製　品　名
作業工具類	ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、特殊工具、工具セット、工具収納器具他
機器類	シヤーレンチ、建方１番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジトルク、その他の締付機器

主要な営業所および工場

① 当社

営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

工　　場：本店・河内長野工場（大阪府河内長野市)、富田林工場（大阪府富田林市）、TONE SQUARE（大阪府富田林市）

② 連結子会社（国内）

TONE ALPHA株式会社（大阪府富田林市）

③ 連結子会社（海外）

TONE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、TONE AMERICAS, INC.（アメリカ）

従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
149名	11名減

（注）上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計17名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
102名	9名減	42.6歳	17.9年

主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社りそな銀行	1,141百万円
株式会社北陸銀行	743
株式会社関西みらい銀行	556
株式会社大垣共立銀行	521
日本生命保険相互会社	330

株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　39,226,000株
(2) 発行済株式の総数　　23,426,000株（うち自己株式　750,778株）
(3) 株　主　数　　8,743名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
スパイラルキャピタルパートナーズ株式会社	3,104千株	13.68%
中央自動車工業株式会社	2,000	8.82
日本生命保険相互会社	1,133	4.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,002	4.42
株式会社山善	954	4.20
ＴＯＮＥ株式会社従業員持株会	850	3.74
アスカ株式会社	800	3.52
株式会社北陸銀行	760	3.35
株式会社関西みらい銀行	760	3.35
上田八木短資株式会社	562	2.48

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式750,778株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。
3. 「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式1,002,919株は、自己株式に含めておりません。

⑸ 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

役　員　区　分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取　締　役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	76,000	3

⑹ その他株式に関する重要な事項
① 自己株式の取得
当社は、2025年７月11日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を350,000株、取得価額の総額の上限を200,000,000円として、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、同年７月30日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）における買付けにより、取得価額の総額171,216,000円にて自己株式348,000株を取得しております。
② 譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（自己株式）の処分
当社は、2019年８月29日開催の第84回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2025年８月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年９月19日付で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）３名に対し、自己株式76,000株の処分を行っております。
なお、当事業年度に処分した自己株式のうち、2026年６月23日付で退任した取締役に交付していた28,000株については、当社譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が無償取得しております。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役　井上昌良氏ならびに社外取締役　粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TONE VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。

② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。

③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。

④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。

⑤ 「ＴＯＮＥ株式会社　企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図ることとする。

⑥ 企業内不祥事の発生を抑止するため内部通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図ることとする。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。

② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。

⑶ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。

② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。

③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

⑷ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。

② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

⑸ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告するものとする。

⑹ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導するものとする。

② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行うこととする。

⑺ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。

③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。

⑻ 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

③　当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとする。

⑼　⑻を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

⑽　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑾　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　代表取締役は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。

②　監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

⑿　財務報告の信頼性を確保するための体制

①　代表取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価するものとする。

②　内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告するものとする。

③　監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部門および経営企画部門の部門長を含めたメンバーで毎月１回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月１回取締役および各部門長で経営執行会議を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月１回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

反社会的勢力排除に関する基本方針

⑴　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

⑵　当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から2026年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年６月１日残高	605,000	807,813	9,556,164	△612,235	10,356,741
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△206,525		△206,525
親会社株主に帰属する当期純利益			1,089,735		1,089,735
自己株式の取得				△171,240	△171,240
自己株式の処分		△2,504		45,080	42,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△2,504	883,210	△126,160	754,545
2026年５月31日残高	605,000	805,308	10,439,374	△738,396	11,111,286

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2025年６月１日残高	858,290	83,756	942,046	11,298,788
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△206,525
親会社株主に帰属する当期純利益				1,089,735
自己株式の取得				△171,240
自己株式の処分				42,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	613,841	△11,134	602,707	602,707
連結会計年度中の変動額合計	613,841	△11,134	602,707	1,357,252
2026年５月31日残高	1,472,131	72,621	1,544,753	12,656,040

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　3社

連結子会社の名称　　ＴＯＮＥ　ＡＬＰＨＡ株式会社
ＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
ＴＯＮＥ　ＡＭＥＲＩＣＡＳ，ＩＮＣ．

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ．，ＬＴＤ．とＴＯＮＥ　ＡＭＥＲＩＣＡＳ，ＩＮＣ．の決算日は3月31日でありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・原材料・仕掛品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

製品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　３年～43年 機械装置及び運搬具　２年～15年 工具、器具及び備品　２年～20年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。なお、ソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

主に作業工具類、機器類の製造販売を行っております。商品又は製品の販売は、当社及び連結子会社の顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑸　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法　従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度における給付相当額及び年金資産を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②　重要な外貨の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

収益認識に関する注記

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
作業工具類	4,478,529	457,891	4,936,420
機器類	1,792,967	1,130,546	2,923,513
顧客との契約から生じる収益	6,271,496	1,588,437	7,859,934
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,271,496	1,588,437	7,859,934

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　３．会計方針に関する事項　⑷収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の当連結会計年度末残高は、以下のとおりであります。

① 顧客との契約から生じた債権　　1,745,973千円

② 契約負債　　6,805千円

なお、連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に、契約負債は「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,284,379千円
仕掛品	464,393千円
原材料及び貯蔵品	1,148,499千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、商品・原材料・仕掛品については移動平均法による原価法、製品については総平均法による原価法（いずれも、連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

棚卸資産の評価を行うにあたっては、正味売却可能価額に基づいて収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産は「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日）第9項(2)を適用し、収益性の低下の事実を反映するために、過去の販売実績及び商品や製品のライフサイクル等に基づき決定した方針により規則的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった生産需要や生産設備の投資動向等により、前提となる商品や製品のライフサイクルに変更が生じる場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において、棚卸資産の評価損として認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　142,146千円（繰延税金負債との相殺前の金額）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去及び当連結会計年度の経営成績や納税状況、中期事業計画を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、会社を分類し、将来減算一時差異の解消時期をスケジューリングし、将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で繰延税金資産の計算を行っております。

なお、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、棚卸資産評価損等の一部の将来減算一時差異については減算時期不明のため、スケジューリング不能と判断しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保提供資産	
投資有価証券	772,724千円
担保に係る債務	
１年内返済予定の長期借入金	100,000千円
長期借入金	230,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,609,215千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　23,426,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2025年7月11日取締役会	普通株式	206,525	9.00	2025年5月31日	2025年8月8日

(注) 2025年7月11日取締役会決議による配当金の総額には、「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金9,177千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年7月10日開催の取締役会において普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　294,777千円
② 1株当たりの配当額　13.00円
③ 基準日　2026年5月31日
④ 効力発生日　2026年8月10日

配当原資については、利益剰余金としております。

(注) 2026年7月10日取締役会決議による配当金の総額には、「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金13,037千円が含まれております。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年７月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式348,000株の取得を行いました。また、2025年８月28日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行ったことにより、自己株式が76,000株減少しております。

これらの結果、自己株式が126,160千円増加し、当連結会計年度末において資本剰余金が805,308千円、自己株式が738,396千円となっております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入及び社債発行による方針であります。デリバティブはリスクヘッジ目的のみに利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、そのリスク回避のため為替予約取引を利用しております。

借入金及び社債の使途は事業資金であります。これらは金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利による契約で調達しております。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では管理部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しております。

⑶ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額4,323千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、１年内返済予定の長期借入金、１年内償還予定の社債は短期間で決済されることから、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,135,133	3,135,133	—
資産計	3,135,133	3,135,133	—
長期借入金	3,137,634	2,886,773	△250,860
社債	29,000	27,021	△1,978
負債計	3,166,634	2,913,794	△252,839

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,135,133	－	－	3,135,133
資産計	3,135,133	－	－	3,135,133

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上していない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	2,886,773	－	2,886,773
社債	－	27,021	－	27,021
負債計	－	2,913,794	－	2,913,794

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

2. 社債

社債の時価については元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	583円97銭
1株当たり当期純利益	50円16銭

（注）1株当たり純資産の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式（当連結会計年度末1,002,919株、期中平均株式数1,008,592株）を控除して算定しております。

株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から2026年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2025年６月１日残高	605,000	163,380	644,432	807,813	151,250	40,000	530,000	209,051	8,391,206	9,321,507
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△206,525	△206,525
圧縮積立金の取崩								△8,247	8,247	―
当期純利益									846,697	846,697
自己株式の取得										
自己株式の処分			△2,504	△2,504						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	―	―	△2,504	△2,504	―	―	―	△8,247	648,419	640,171
2026年５月31日残高	605,000	163,380	641,927	805,308	151,250	40,000	530,000	200,803	9,039,625	9,961,679

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年６月１日残高	△612,235	10,122,085	858,290	858,290	10,980,375
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△206,525			△206,525
圧縮積立金の取崩		―			―
当期純利益		846,697			846,697
自己株式の取得	△171,240	△171,240			△171,240
自己株式の処分	45,080	42,575			42,575
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			613,841	613,841	613,841
事業年度中の変動額合計	△126,160	511,506	613,841	613,841	1,125,347
2026年５月31日残高	△738,396	10,633,591	1,472,131	1,472,131	12,105,723

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

⑵ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・仕掛品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～39年 機械及び装置　２年～10年 工具、器具及び備品　２年～20年
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法によっております。なお、ソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度における給付相当額及び年金資産を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主に作業工具類、機器類の製造販売を行っております。商品又は製品の販売は、当社の顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	1,080,930千円
製品	1,055,516千円
原材料	889,199千円
仕掛品	464,389千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、商品・原材料・仕掛品については移動平均法による原価法、製品については総平均法による原価法（いずれも、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

棚卸資産の評価を行うにあたっては、正味売却可能価額に基づいて収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産は「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号　2019年7月4日）第9項(2)を適用し、収益性の低下の事実を反映するために、過去の販売実績及び商品や製品のライフサイクル等に基づき決定した方針により規則的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった生産需要や生産設備の投資動向等により、前提となる商品や製品のライフサイクルに変更が生じる場合、翌事業年度に係る計算書類において、棚卸資産の評価損として認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　135,002千円（繰延税金負債との相殺前の金額）

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去及び当事業年度の経営成績や納税状況、中期事業計画を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、会社を分類し、将来減算一時差異の解消時期をスケジューリングし、将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で繰延税金資産の計算を行っております。

なお、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、棚卸資産評価損等の一部の将来減算一時差異については減算時期不明のため、スケジューリング不能と判断しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保提供資産	
投資有価証券	772,724千円
担保に係る債務	
１年内返済予定の長期借入金	100,000千円
長期借入金	230,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,438,461千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	171,976千円
短期金銭債務	76,997千円

4. 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	14,500千円
長期金銭債務	1,400千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	333,950千円
売上原価	301,482千円
販売費及び一般管理費	187,008千円
営業取引以外の取引による取引高	14,489千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,753,697株

（注）1.当事業年度末の自己株式数のうち、「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する株式数は、1,002,919株であります。
2.自己株式数の増加348,040株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加348,000株及び単元未満株式の買取りによる増加40株によるものであります。
3.自己株式数の減少76,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,882千円
賞与引当金	55,877千円
貸倒引当金	1,773千円
棚卸資産評価損	183,056千円
長期未払金	441千円
少額減価償却資産	667千円
資産除去債務	1,522千円
投資有価証券評価損	7,313千円
関係会社株式評価損	3,152千円
役員報酬	10,051千円
その他	17,761千円
繰延税金資産小計	295,497千円
評価性引当額	△160,495千円
繰延税金資産合計	135,002千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△10,862千円
固定資産圧縮積立金	△92,425千円
その他有価証券評価差額金	△591,313千円
繰延税金負債合計	△694,602千円
繰延税金負債の純額	559,600千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TONE VIETNAM CO. ,LTD.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	貸付金の回収	24,430	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	25,137 333,048
				利息の受取（注）2	12,662	—	—
			当社グループの製品の製造	原料等の有償支給及び加工製品の購入（注）1	242,439	未収入金 買掛金	136,457 61,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 原料等の有償支給及び加工製品の購入価格については、総原価を勘案し交渉のうえ決定しております。

2. 子会社に対する貸付金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	558円58銭
1株当たり当期純利益	38円98銭

（注）1株当たり純資産の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式（当事業年度末1,002,919株、期中平均株式数1,008,592株）を控除して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年７月22日

ＴＯＮＥ株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　田　　篤
指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　﨑　　晃

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＴＯＮＥ株式会社の2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＮＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年７月22日

ＴＯＮＥ株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	髙　田　　篤
指定社員 業務執行社員	公認会計士	芝　﨑　　晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＯＮＥ株式会社の2025年６月１日から2026年５月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年６月１日から2026年５月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年７月22日

ＴＯＮＥ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　井　上　昌　良　㊞

監査等委員　粕　井　　隆　㊞

監査等委員　松　井　大　輔　㊞

監査等委員　雨　宮　沙耶花　㊞

（注）　監査等委員粕井隆、松井大輔及び雨宮沙耶花は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。